

○国土交通省告示第二百六十七号
 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、平成二十八年国土交通省告示第五百八十六号の一部を次のように改正し、個人が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。
 令和元年七月五日
 国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(略)		(略)	
平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号（以下単に「告示」という。）第一号に掲げる工事（同号に規定するミニキッチンを設置するものを除く。）	百六十二万二千元	平成二十八年国土交通省告示第五百八十五号（以下単に「告示」という。）第一号に掲げる工事（同号に規定するミニキッチンを設置するものを除く。）	百六十四万九千二百元
告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するミニキッチンを設置するもの	四十七万六千百元	告示第一号に掲げる工事のうち、同号に規定するミニキッチンを設置するもの	四十三万四千七百元
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	百三十七万三千八百元	告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽及び給湯設備を設置するもの	百四十万六千元
告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	八十五万五千四百元	告示第二号に掲げる工事のうち、浴槽を設置するもの（浴槽及び給湯設備を設置するものを除く。）	八十三万七千八百元
告示第二号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	五十八万四千百元	告示第二号に掲げる工事のうち、シャワーを設置するもの（浴槽を設置するものを除く。）	五十八万九千三百元
告示第三号に掲げる工事	五十二万六千二百元	告示第三号に掲げる工事	五十三万二千百元
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	六十五万八千七百元	告示第四号に掲げる工事のうち、地上階に玄関を増設するもの	六十五万五千三百元
告示第四号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	百二十五万四千百元	告示第四号に掲げる工事のうち、地上階以外の階に玄関を増設するもの	百二十四万四千五百元

附 則

1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第五項に規定する多世帯同居改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋（当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。）を令和二年一月一日以前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。